

# 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令について

令和 8 年 4 月  
出入国在留管理庁

## 1 改正の趣旨

船員法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 3 2 号。以下「改正法」という。）の施行により、船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 6 条第 1 1 項が同条第 1 3 項に改められることに伴い、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 3 1 年法務省令第 5 号）について所要の整備を行うものである。

## 2 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

本改正は、改正法の施行に伴い、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 6 号で引用する船員職業安定法の条項を「第六条第十一項」から「第六条第十三項」に改めるものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 3 9 条第 4 項第 8 号の「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき」に該当するため、意見公募手続を実施しなかったものである。